



鳥取県公報

令和8年3月6日(金)
第9770号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定(105)(孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(106)(〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出(107)(〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出(108)(〃) 3
	知事指定薬物の指定(109)(医療・保険課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定(110)(森林づくり推進課) 4
	指定障害児通所支援事業者の指定(111)(中部総合事務所県民福祉局) 4
	県営土地改良事業の工事の完了(112)(西部総合事務所農林局) 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等(23) 5
◇ 公 告	建築士免許の取消し(住宅政策課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(鳥取県立中央病院) 6

告 示

鳥取県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たもと内科・消化器クリニック	米子市日原字穴田61-1	令和8年1月1日

鳥取県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団一真会久野内科医院	米子市富益町2165-2	令和7年11月19日
たもと内科・消化器クリニック	米子市日原字穴田61-1	令和7年12月31日
おくだクリニック	岩美郡岩美町大字大谷2373-3	〃
医療法人社団林原医院	東伯郡琴浦町大字赤碕1092	〃

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林薬局東町店	倉吉市東町435-10	令和7年12月31日

鳥取県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和7年12月31日
医療法人社団土井医院	東伯郡湯梨浜町大字龍島508-1	令和8年1月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ミナミ薬局有限会社	倉吉市上井町一丁目12	令和8年1月1日

鳥取県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

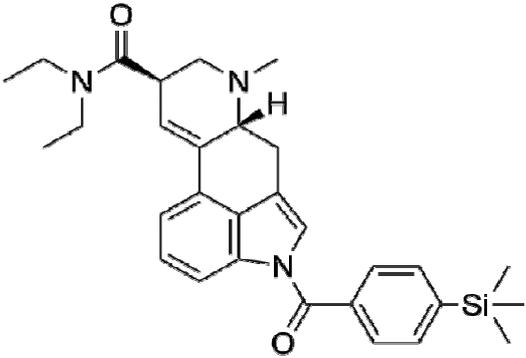
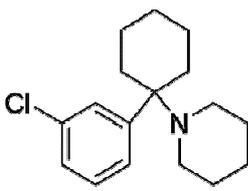
名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和7年12月24日

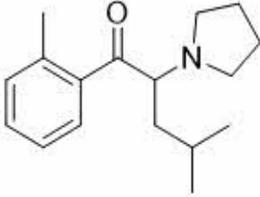
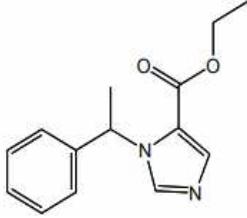
鳥取県告示第109号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
7-知(1)-13	1SB-LSD	<p>(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
7-知(1)-14	3Cl-PCP、 3-Chloro-PCP	<p>1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類</p> 

<p>7-知(1)-15</p>	<p>2me-PiHP、 2me-PHiP、 2-methyl-α- PiHP、 2-methyl-α- PHiP</p>	<p>4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類</p> 
<p>7-知(1)-16</p>	<p>I s o p r o p o x a t e</p>	<p>プロパン-2-イル1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類</p> 

鳥取県告示第110号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字長者原1の7、字花口東山1995の1、1995の5、1995の7、宮内字鬼林山1337の1から1337の22まで、字大平ル1340から1343まで、字ノマズ1418の1、1418の2、1418の4から1418の6まで、字アダ馬渡1419の1、1419の2、1419の6、1419の7、1420の1、1420の2、1420の4、1420の5、字奥馬渡1421の1、1422の1から1422の3まで、1422の5、字東山1423の1、1423の2、1423の4、1423の5、1423の7から1423の13まで、字蛇ヶ喰1424の1から1424の3まで、1425、1426の1から1426の3まで、字カリヤ床1427の1、1427の4、1428（次の図に示す部分に限る）、字水谷1439の1から1439の3まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第111号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指

定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月6日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社絆	倉吉市福吉町二丁目1478-17	放課後等デイサービス絆～りやん～	倉吉市福吉町二丁目1535-4	放課後等デイサービス	令和8年3月1日

鳥取県告示第112号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年3月6日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農地中間管理機構関連農地整備事業 白谷地区 区画整理	令和8年1月29日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和8年3月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	8,906
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	44,526
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	140,876
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	49,728
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,818
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,166
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,986
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,007
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,916
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,330
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,826
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,644

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 音田 猛
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第2024号
- 4 取消しをした年月日 令和8年2月24日
- 5 取消しの理由 死亡

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

I V R - C T 対応血管造影診断システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(5) 入札方法等

入札は紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年3月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- （5） 1の（1）に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

- （1） 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

電話 0857-26-2271（内線2752）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

- （2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- （3） 入札説明書等の交付方法

令和8年3月6日（金）から同年4月6日（月）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月6日（金）から同年4月6日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

（1）に同じ。

- （4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

- （5） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月15日（水）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階 会議室1

5 入札者に要求される事項

- （1） 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年4月6日(月)午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算が成立しなかったときは、開札を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : IVR-CT (Interventional Radiology-Computed Tomography) apparatus, 1 Set

(2) 2026-04-06 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-04-15 13:30 : Time-limit for submission of tenders

(2026-04-15 10:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central

Hospital, 730 ezu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271